

東中野図書館・法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第28回》少年法

少年法

近年、少年犯罪の低年齢化や凶悪化が取り上げられている報道を目にする事があります。そういった中、1997年に起こった神戸連続児童殺傷事件の加害男性が書いた手記『絶歌』が今年の6月10日に発売され、出版の是非や内容が大きな話題となりました。

また、いじめによる自殺が社会問題化しているなどもあり、法改正が行われていることも事実です。

ここで、こういった少年たちがどのように罪を償い、更生へと導かれていくのか、解説しながら少年法に触れていきたいと思います。

☆展示期間： 平成27年 12月26日（土）
～平成28年 2月25日（木）

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館

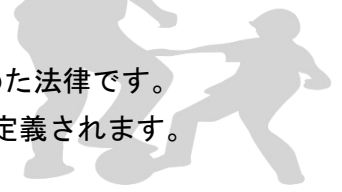
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581



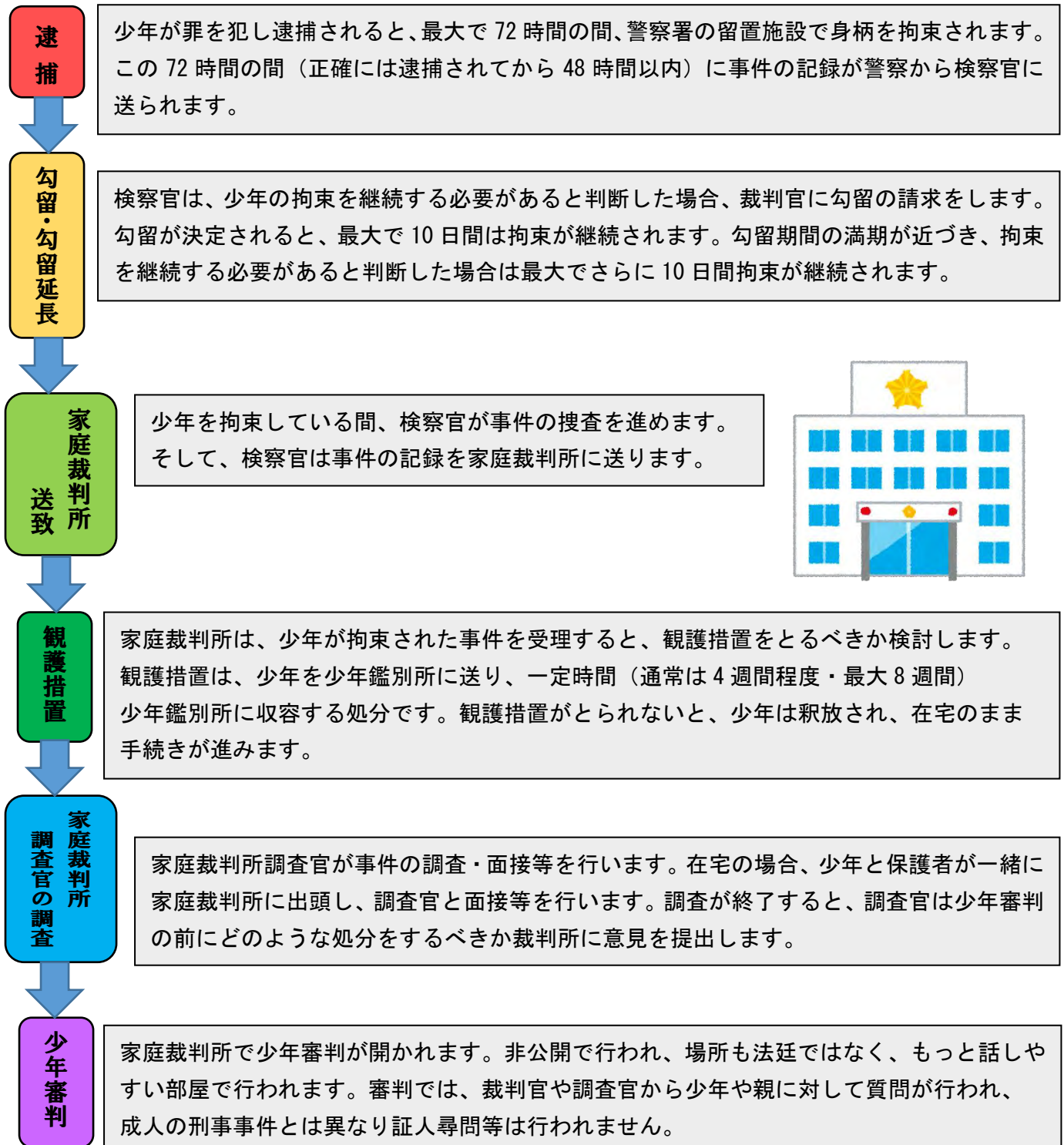
★少年法とは

「少年法」とは、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うための手続きを定めるとともに、少年の刑事事件および少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とした法律です。

つまり、少年に対して家庭裁判所がどのような手続きや処分をするかを決めた法律です。
なお、「少年」とは、二十歳に満たない者を指し、男性／女性も含めて少年と定義されます。



★逮捕されてからの少年事件の手続きの流れ



少年事件の終局決定とは・・・

- 【不処分】犯罪等を行ったと認定できない場合は、不処分となり、特に制限はなく生活する事ができます。
- 【保護観察】少年を施設に収容する事なく、保護観察所の指導の下で更正をはかります。自宅で生活する事は許されますが、定期的に保護司の面会が必要となります。
- 【少年院送致】少年が在宅で更生する事が難しいと判断された場合は、少年院に送致、収容されて矯正教育を受ける事になります。
- 【検察官送致】少年が重大な犯罪を犯した時や審判時に 20 歳以上に達した場合は、事件を再び検察官に送ります（逆送）。以後は、成人と同様に刑事事件として手続きが進みます。また、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた時は、原則として検察官へ送致されます。

★近年の法改正

2000 年以降、4 回にわたって、大きな法改正が実施されました。

2000 年改正：刑事処分の可能年齢が「16 歳以上」から「14 歳以上」となり、16 歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官に送致して刑事裁判にかけます。
重大な事件については、少年裁判に検察官を出席させることができます。

2007 年改正：少年犯罪の凶悪化や低年齢化に対応するため、少年院送致の年齢下限を 14 歳以上から「おおむね 12 歳以上」に引き上げ。警察官が触法少年（満 14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明文化し、少年や保護者を呼び出して質問できる権限を明記した。

2008 年改正：2004 年に成立した犯罪被害者等基本法などを踏まえて、重大事件において少年の心身に影響がないと判断された場合に被害者が少年審判を傍聴できる制度や被害者に対する説明や審判の閲覧・謄写の対象範囲の拡大や意見聴取の対象者が拡大された。

2014 年改正：18 歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を、15 年から 20 年に、不定期刑も「5 年～10 年」を「10 年～15 年」に引き上げた。



★少年事件の報道

少年法は、「少年」に関する情報の取り扱いを以下のように規定している。

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

少年法 第六十一条（記事等の掲載の禁止）

このように少年事件の非公開と少年の実名報道の禁止は、憲法の保障する表現の自由を侵害する可能性があるとして、国民の知る権利の観点から少年事件と表現の自由の関係を考え直し、少年法 61 条の改正を提言する主張もあります。

引用文献：『少年法』有斐閣 / 『ビギナーズ少年法』成分堂

オススメ展示図書



『入門少年法』

関 哲夫／著

327.8

セ

学事出版 2013年

最新の少年法の全体像がわかる初学者の為の入門書。各条文ごとにキーワードを掲げ、趣旨、関連条文とともに解説する。見返しに「少年事件手続きの流れ」等を記したフローチャートを掲載。



『もう一度、子供を叱れない大人たちへ』

桂 才賀／著

368.7

カ

実務教育出版 2015年

「子供たちは怒られるのは嫌いです。叱られるのを待ってます…。」少年院慰問を1000回以上も続ける落語家・桂 才賀が親や教師へ子供の変わらぬ「声」を投げかける！



『コンメンタル少年法』

守屋 克彦／著

327.8

コ

現代人文社 2012年

研究者や付添人の視点を可能な限りくみあげた少年法の逐条解説書。少年の健全な育成を実現するために今日あるべき保護主義の内容を構築するとともに、それと矛盾しかねない公益や被害者の利益保護についても解説する。また、少年法・少年審判規則のみならず、少年保護事件補償法の解説も収録。

【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年	分類番号
少年刑事事件の基礎理論	津田 雅也／著	信山社	2015	327.8 ツ
大学教授になった不良少年	佐瀬一男／著	第三文明社	2015	289.1 サ
少年法と「甘え」	森田 明／著	創文社	2015	327.8 モ
少年Aたちの犯罪	花田 達郎／編集代表	英和出版社	2015	368.7 シ
少年法講義	武内 謙治／著	日本評論社	2015	327.8 タ
少年法	川出 敏裕／著	有斐閣	2015	327.8 カ
少年法入門	澤登俊雄／著	有斐閣	2015	327.8 サ
ギャングース・ファイル	鈴木 大介／著	講談社	2015	368.7 ス
もう一度、子供を叱れない大人たちへ	桂 才賀(7代目)／著	実務教育出版	2015	368.7 カ
元少年Aの殺意は消えたのか	草薙 厚子／著	イースト・プレス	2015	368.6 ク
ドキュメント発達障害と少年犯罪	草薙 厚子／著	イースト・プレス	2014	368.7 ク
子どもを被害者にも加害者にもしない	藤井 誠二／著	徳間書店	2014	368.7 フ
少年非行	鮎川 潤／著	左右社	2014	368.7 ア
謝るなら、いつでもおいで	川名 壮志／著	集英社	2014	368.7 カ
入門少年法	関 哲夫／著	学事出版	2013	327.8 セ
少年法実務講義案	裁判所職員総合研修所／監修	司法協会	2012	327.8 シ
コンメンタール少年法	守屋 克彦／著	現代人文社	2012	327.8 コ
心にナイフをしのばせて	奥野 修司／著	文芸春秋	2009	368.7 オ
ビギナーズ少年法	守山 正・後藤 弘子／編著	成文堂	2009	327.8 ビ
少年たちはなぜ人を殺すのか	宮台 真司／著	創出版	2001	368.7 ミ



少年法について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

少年法 / 少年犯罪 / 非行少年 / 少年事件 / 少年法改正 /
少年法 61 条 / 少年審判 / 少年法 現状 / 少年法 課題 /
など



2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

➡ <https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

➡ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館』

➡ <http://www.ndl.go.jp/>

・・・国会図書館の蔵書について一括して検索できます。



3. 雑誌・新聞で調べる

東中野図書館では、雑誌・新聞は 2 階にございます。

新聞

朝日新聞 / 産経新聞 / 東京新聞 / 日経新聞 / 毎日新聞 / 読売新聞

☆日経新聞縮刷版は過去 10 年分ございます。

雑誌

『ジュリスト』 有斐閣

『f a r o』 司法の窓 （中央図書館）

4. 基本的な情報を調べる



●テーマの棚を調べてみましょう。

分野	分類記号	分野	分類記号
少年法	327. 8	青少年犯罪	368. 7

5. 用語や事例について調べる

言葉の意味などを調べてみましょう。



『現代用語の基礎知識 2014』 031 ゲ 14
自由国民社 2014年

★インターネットで探す

『少年法 / 検察庁』

<http://www.kensatsu.go.jp/top.shtml>

6. 関連機関を活用する

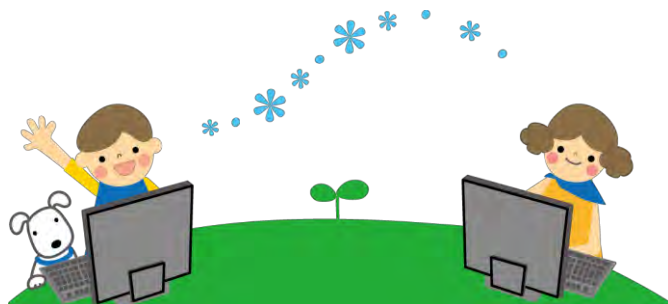
関連機関で少年法・少年保護に関するさまざまな事を調べてみましょう。

『少年サポートセンター』

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/young/syonen.htm>

『更生保護ネットワーク』

<http://www.kouseihogo-net.jp>



NAKANO CITY CERTIFIED TOURISM RESOURCES



中野区認定観光資源
2014

東中野図書館からのお知らせ



おはなし会

幼稚園・保育園・小学生向け

1月6・13・20・27日（水）

2月3・10・17・24日（水）

★毎週水曜日

午後3時30分～午後4時

よもよも 0才～3才児向け

1月4日（月）

2月1日（月）

★毎月第一月曜日

午前11時～11時30分



展示コーナー

一般展示：2階エレベーター横

特別展示：YAコーナー入り口

児童展示：2階カウンター横

個性展示：3階書架入り口

第27回「国際人権法」

第26回「災害対策基本法」

第25回「所得税法」

第24回「健康保険法」

第23回「離婚」

